

調査依頼に対する回答

2020年11月21日

依頼者

松澤俊行

調査依頼内容

今日明日の競技エリアに共通部分があることはプログラム上のレイアウト図から明らかである。今日(ミドル)の競技中にウェアラブルカメラを装着している競技者が見受けられたが、その映像を明日の出走前に確認することは、競技の公平性を考慮すると思わしくない。ウェアラブルカメラを装着していた競技者が実際にいたか(当方の見間違いの可能性もある)を確認した上で、映像の確認は明日の競技後に行うよう厳命していただきたい。

回答

ウェアラブルカメラを装着して出走した選手が存在したことは確認できた。

ただ、本日出走した選手はすでにテレイン内を見ることができており、ウェアラブルカメラで撮影した映像を見たとしても成績に対する影響は無視することができるほど軽微であると考えられる。

よって撮影した映像の確認を妨げる措置は行わない。

この回答に不服がある場合は11月22日14時00分までに提訴を行うことができる。

競技責任者 宮西優太郎

依頼者

高野政雄

調査依頼内容

自分で取った地図が W70A のものだった。この事例は複数あるようです。

依頼者

上田俊雄

調査依頼内容

地図取り違いかもしれませんが M70A の箱から取ったつもりですが w70a の地図であった複数名いたので調査以来いたします

回答

スタート閉鎖後に地図を配布していた箱を確認し、中身は全て正しいクラスが入っていることを確認した。また、コース番号 40 (M90A, W70A, W80A クラス)の地図は、残っているべき枚数よりも 2 枚少なかった。M70A と W70A は同一レーンからの出走であり、取り間違いが起こる可能性が高かったことが考えられる。

また正しい地図が入っていることは前日までに確認済みであり、選手にピックアップされるまで地図は正しく管理されていた。

正しい地図をピックアップすることは参加者の責任であり、運営者による救済措置は行わないこととする。

この回答に不服がある場合は 11 月 22 日 14 時 00 分までに提訴を行うことができる。

競技責任者 宮西優太郎

依頼者

菊地美里

調査依頼内容

掲示されている提訴に関して、w21a だけでなく、W20E も競技不成立にすべきである。

回答

W20E クラスを不成立とする。

W21A クラスは調査依頼に対する提訴は提出されたが、W20E クラスに関しての提訴はなかった。競技規則では提訴は調査依頼の掲示後 15 分以内に行われる必要がある。

そもそも、不成立となった W21A クラスと同じコースであるという理由にのみによって、W20E クラスを不成立にすることができない。W20E クラスの選手からは調査依頼や提訴による不服の申し立てがなかったために当該クラスを不成立とはしなかった。公平性が損なわれていたとしても選手が成績に対して不服がないのであれば不成立とする必要はない。

しかしながら、今回の事象に対しては、コントロール識別番号の間違いがなければ入賞者の順位が入れ替わる可能性があり、公平な競技が行えなかったと判断する。さらに当該クラス出場者より不服の申し立てがあったため、W20E クラスを不成立とする。

この回答に不服がある場合は 11 月 22 日 14 時 00 分までに提訴を行うことができる。

競技責任者 宮西優太郎